

京都市告示第 119 号

介護保険法（以下「法」という。）第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者から，法第115条の14の規定に基づき，当該指定に係る事業所の廃止について，次のとおり届出がありました。

平成19年6月29日

京都市長 榎本 頼兼

事業所名称(介護 保険事業所番号)	事業所所在地	届出者	サービスの 種類	廃止年 月日
京北デイサービスセンター(2670700463)	右京区京北上中町宮ノ下22番地	社会福祉法人北桑会	介護予防 認知症対応型通所 介護	平成19年 4月30日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)